

議案第76号

関市議会議員及び関市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び関市議会議員及び関市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について

関市議会議員及び関市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び関市議会議員及び関市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年12月2日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

関市議会議員及び関市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び関市議会議員及び関市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(関市議会議員及び関市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第1条 関市議会議員及び関市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成7年関市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

第4条第1項第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に、「第1号」を「前号」に改める。

(関市議会議員及び関市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 関市議会議員及び関市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例（平成19年関市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第4条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。